

岡山市告示第 281 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により，特定有害物質によって汚染されており，土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので，同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により，次のとおり告示する。

平成 25 年 3 月 22 日

岡山市長 高 谷 茂 男

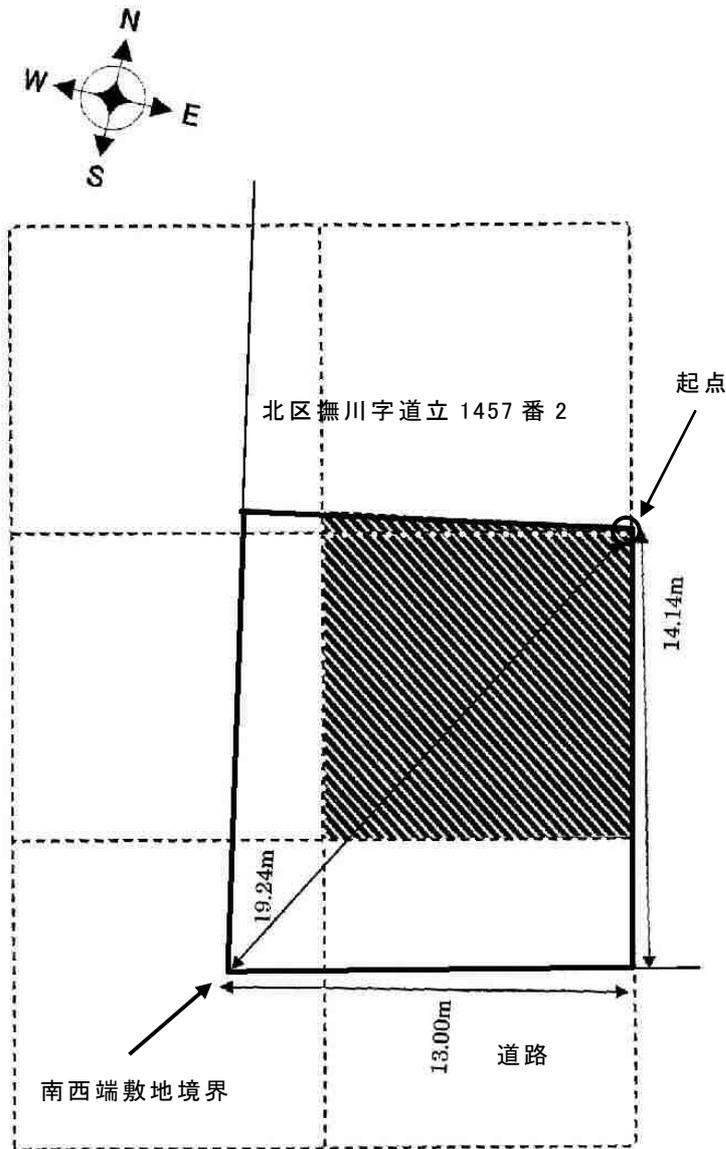
1 形質変更時要届出区域

北区撫川字道立 1457 番 2 の一部 （別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



<起点>  
 南西端敷地境界から 19.24m, 南西端敷地境界から南側敷地境界沿いに 13.00m の地点から 14.14m の距離の地点とする。

<格子の回転角度>  
 346°  
 格子の回転角度は, 起点を通り, 東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線より形成される格子を, 起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界
- 調査範囲
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域